

◎情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律

(令和元年一二月六日法律第六七号)

一、提案理由（令和元年一月八日・衆議院経済産業委員会）

○梶山国務大臣 情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国は、新たなデジタル技術や多様なデータを活用して経済発展と社会的課題の解決の両立を目指すソサエティー五・〇の実現を掲げています。この実現に向け、企業のデジタル面での経営改革、社会全体でのデータ連携、共有の基盤づくり、安全性の確保を官民双方で行い、社会横断的な基盤整備を行う必要があります。

そのためには、急速な技術革新に柔軟に対応できる経営体制の確立、新たなデジタル技術の戦略的な活用を可能とするシステムの構築を力強く推進するべく、我が国産業界の一部で既に行われている革新的な取組を全国に広げていく必要があります。

本法律案は、こうした課題への対応に必要な各種措置を講じるものです。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、民間事業者が、新たなデジタル技術の活用を前提とした経営体制を強化し、その取組が市場から評価され、積極的な投資が行われるよう、基本的なあり方を示した指針を国が策定するとともに、取組の状況が優良な民間事業者を認定する措置を講じます。

第二に、異なる事業者間や社会全体でのデータ連携、共有を容易にするため、異なるシステムを連携する上で必要な共通の技術仕様であるアーキテクチャーの策定を行うことを独立行政法人情報処理推進機構の業務に追加します。

第三に、官民におけるクラウドサービス等の新たなサービス、技術の利用を促進するため、これらの安全性評価を行うことを独立行政法人情報処理推進機構の業務に追加します。

このほか、情報処理安全確保支援士に更新制を導入する等の所要の措置を講じることとしております。

以上が、本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

二、衆議院経済産業委員長報告（令和元年一月一九日）

○富田茂之君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、急速なデジタル技術の進展による社会経済情勢の変化を踏まえ、高度な情報化社会の実現を図るため、企業経営における戦略的な情報処理システムの利用のあり方を提示した指針を国が策定し、優良な取組を行う事業者を認定する制度を創設するとともに、独立行政法人情報処理推進機構の業務に、情報処理システムを利用した事業者間

連携、産業間連携の取組を支援する業務を追加する等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る十一月七日本委員会に付託され、翌八日梶山経済産業大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。十三日に質疑に入り、同日、参考人から意見を聴取した後、更に質疑を行い、質疑を終局いたしました。十五日、討論、採決を行った結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（令和元年十一月一五日）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 デジタル経営改革の推進については、個人情報保護に万全を尽くすとともに、我が国の産業競争力の強化が図られるよう、外部専門家の知見、アドバイスを積極的に取り入れ適切な指針の策定を行い、超少子高齢化及び労働力人口の減少を踏まえた経済社会情勢の急激な変化、デジタル技術の進化に対応できるよう適時見直しを行うこと。また、認定制度の導入に当たっては、企業規模を問わない制度設計を行うこととし、「二〇二五年の崖」の克服に向けてレガシーシステム刷新への集中的な取組を加速させるとともに、レガシーシステムを持ち合わせていない企業についても新たなデジタル経営改革への取組の促進に資するよう更なる支援措置を検討すること。
- 二 I o T、A I、ビッグデータなど先進的なデジタル技術を活用するためのアーキテクチャ構築に当たっては、様々な産業や事業者が関わることからニーズの把握を十分に行うとともに、日本企業が世界規模で進んでいる技術開発や標準化、ルール形成等をリードすることができるように、コネクテッド・インダストリーズの重点分野を中心に戦略的な取組を進めること。
- 三 クラウドサービスの安全評価体制の構築に当たっては、官民双方が安全・安心にクラウドサービスを採用し、継続的に利用していくため、利用者の権利保護の観点を踏まえ、個人情報の保護に特に配慮し、災害やサイバー攻撃といったあらゆるリスクに備えるとともに、政府においてもクラウドサービス関連技術の利用に適した体制整備を進めること。
- 四 デジタル社会において重要性を増す高度 I T 人材・セキュリティ人材の育成・確保については、求められる人材像を明確にするほか、産学連携による実践的な人材育成など、地方の実情も踏まえた具体的な取組を総合的に進めること。情報処理安全確保支援士については、資格保有者、企業の双方にとって制度を活用するインセンティブが高まるような取組も含め、質の高いセキュリティ人材の確保に資する制度運営に努めること。
- 五 ソサエティ五・〇の実現に向け、企業におけるデジタル経営改革の必要性について、中小企業を含め経営者、従業員、関係者からの理解が得られるよう、具体例をわかりやすく明示するなどの方法により、更なる普及啓発に努めること。また、企業だけで

なく、個人のＩＴリテラシーを向上させるための取組を進めること。

三、参議院経済産業委員長報告（令和元年十一月二九日）

○磯崎哲史君　ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、情報処理システムが戦略的に利用され、多様なデータが活用される高度な情報化社会の実現を図る観点から、情報処理システムを良好な状態に維持するために必要なシステムの運用及び管理に関する指針の策定、その取組状況に関する認定制度の創設並びに当該認定を受けた者に対する支援を行うとともに、独立行政法人情報処理推進機構の業務の追加等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、企業のデジタル経営改革の推進に向けた認定制度創設の意義及びその運用の在り方、中小企業のデジタル化への更なる支援の必要性、高度ＩＴ人材の育成、確保に向けた取組、情報処理推進機構におけるアーキテクチャー設計の進め方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して岩渕委員より反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行っております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（令和元年十一月二八日）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一　企業のデジタル経営改革の推進に当たっては、個人情報の保護に万全を期するとともに、我が国の産業競争力の強化が図られるよう、外部専門家の知見を積極的に取り入れて適切な指針を策定し、デジタル技術の急速な進化等に対応しつつ適時見直しを行うこと。

また、「ＤＸ格付」に係る認定制度の導入に当たり、中小企業を含め、「二〇二五年の崖」の克服に向けてレガシーシステム刷新への集中的な取組を加速させるとともに、データ・デジタル技術を活用した新たなビジネス変革につながる取組に資するよう、更なる支援を検討すること。

二　ＡＩ等の先進的な技術を活用するためのアーキテクチャ構築に当たっては、関係者間での認識共有や合意形成を加速させるとともに、その中心的な役割を担う「産業アーキテクチャ・デザインセンター」に高度専門人材を集約し、海外の先進的な機関との連携を進める等、コネクテッド・インダストリーズの重点分野を中心に戦略的な取組を進めること。その際、個人情報の取扱いに十分配慮し、企業活動のために不当にその共有化が行われることのないよう、地方公共団体等の関係者の意見を聴取し、そ

の意見を尊重して取り組むこと。

三 クラウドサービスの安全評価体制の構築に当たっては、個人情報の保護に特に配慮し、災害やサイバー攻撃等のあらゆるリスクに備えるものとするとともに、政府においてもクラウドサービス関連技術の利用に適した体制整備を進めること。

四 情報処理安全確保支援士の更新制度の導入に当たっては、法定講習の内容の充実を図り、質の高いセキュリティ人材を育成・確保するとともに、企業が情報処理安全確保支援士を活用するインセンティブが高まるような取組の実施に努めること。

また、高度IT人材・セキュリティ人材の育成・確保については、地方の実情も踏まえ、産学官連携による実践的な人材育成等の具体的な取組を総合的に進めること。

五 ソサエティ五・〇の実現に向け、企業におけるデジタル経営改革の必要性について、中小企業を含め、経営者、従業員及び投資家等から理解が得られるよう、具体例を分かりやすく明示する等の方法により、更なる啓発に努めること。あわせて、個人のITリテラシーを向上させるための取組を進めること。

右決議する。